ファイサラバード上水道整備計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文（平成二十年七月二十三日付け）	平成二十四年三月十五日	平成二十五年三月三十一日（平成二十二年度分）
人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文（平成二十年五月二十五日付け）	平成二十四年二月二十七日	平成二十四年四月三十日（平成二十三年度分）
人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の交換公文（平成二十年五月二十七日付け）	平成二十四年三月二十三日	平成二十四年四月三十日（平成二十三年度分）

○外務省告示第百七十三号

平成二十四年四月二十六日にモスクワで、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の附属書の改正に関する次の書簡の交換がロシア連邦政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十四年五月三日に効力を生じた。

平成二十四年五月十四日

外務大臣　玄葉光一郎

（ロシア側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本官は、二千九年五月十二日に東京で署名された原子力の平和的利用における協力のためのロシア連邦政府と日本国政府との間の協定（以下「協定」という。）に言及する光栄を有します。

本官は、更に、協定第十七条の規定に従って協定附属書Bを次のとおり改正することをロシア連邦政府に代わって提案する光栄を有します。

1　協定附属書BのA部1中「なし」を「アンガルスク国際ウラン濃縮センターの貯蔵施設」に改める。

2　協定附属書BのB部1中「アンガルスク国際ウラン濃縮センター」を「シベリア化学複合施設の放射化学施設、昇華（転換）施設及び同位体分離施設」に改める。

本官は、更に、前記の提案が日本国政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の時に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年四月二十六日にモスクワで

国営公社「ロスアトム」社長　S・V・キリエンコ

ロシア連邦駐在

日本国特命全権大使　原田親仁閣下

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（ロシア側書簡）

本使は、更に、日本国政府に代わって前記の提案を受諾することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の時に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年四月二十六日にモスクワで

ロシア連邦駐在

日本国特命全権大使　原田親仁

国営公社「ロスアトム」社長　S・V・キリエンコ閣下

○厚生労働省告示第三百五十六号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十八条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号の登録及び同令第九条第一項第一号の登録を次のとおり取り消したので、同令第二十条第三号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十四年五月十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

登録を取り消した養成施設の名称及び所在地	取消年月日
神戸松蔭女子学院大学人間科学部生活学科都市生活専攻食品衛生課程 兵庫県神戸市灘区篠原伯母野山町一丁目二番一号	平成二十四年三月三十一日

○農林水産省告示第千三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県伊都郡高野町大字湯川字高野谷五二〇、五二一、五二三の一五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字鶴河内字幸塚一一九の一、一二〇の一、一二一、一二二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字幸塚一二二の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町槻木字要之戸三〇五七の二、字夏焼三〇七一、三〇七三、三〇七四、三〇七六、三〇七八の一、三〇八七、三〇八九、三〇九一の一から三〇九一の九まで、三一〇一、三一〇三、三一〇五、三一〇八から三一一二まで、三一一六、三一一九、三一二一、三一二三、三一二八、三一三〇、三一三六

二　指定の目的　水源のかん養